



災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）、さいたま市（以下「乙」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「丙」という。）は、災害時に甲、乙及び丙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次とおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の適用を受ける災害が発生した場合において、甲及び乙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）に、賃貸型応急住宅（応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの。）として、民間賃貸住宅を提供するため、丙に対し協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生し必要と認める場合、丙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

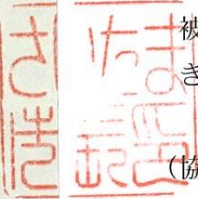
（協力）

第3条 丙は、前条の規定に基づき甲及び乙からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲及び乙に可能な限り協力するものとする。

（甲及び乙の役割）

第4条 甲及び乙は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - (2) 賃貸型応急住宅の借りに関すること
 - (3) 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
 - (4) 賃貸型応急住宅の賃料等の支払に関すること
 - (5) その他関係者との調整に関すること
- 2 甲及び乙は、前項に掲げる業務の一部を、丙その他甲及び乙の定める者に委託等することができる。



(丙の役割)

第5条 丙は、第3条の規定に基づき甲及び乙に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅として甲及び乙が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 丙の会員である宅地建物取引業者のリスト作成に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (5) 甲及び乙から委託を受けた業務に関すること
- (6) その他関係者との調整に関すること

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の広域調整の下で、甲、乙及び丙による連携体制をとるものとする。

- 2 乙は、前項の連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙及び丙の協議の上定める。

(雑則)

第8条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙においては、法第2条の2第1項の規定に基づき、乙が救助実施市に指定され公示があった日から適用する。

- 2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。
- 3 甲と丙との間で締結した平成22年12月2日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲

埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕



埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

乙

さいたま市

さいたま市長 清水 勇人



東京都千代田区大手町二丁目6番1号

丙

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 三好 修



